

証券コード 7190
2021年3月10日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目3番3号
株式会社マーキュリアインベストメント
代表取締役 豊 島 俊 弘

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日の出席に代えて、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月29日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京 5階 「瑞雲」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 株式移転計画承認の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結注記表及び個別注記表については、インターネット上のウェブサイト（<https://www.mercuria.jp/>）に掲載しており、本招集ご通知には記載していません。

従いまして、本招集ご通知は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.mercuria.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内外経済の下振れリスクや金融市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下で、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合(バイアウト1号ファンド)」において事業会社への新たな投資を行いました。また、伊藤忠商事株式会社とおもに不動産・物流分野におけるテクノロジーによる成長支援をする「マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合」においては、中間クローズを完了しました。

更に、当社が管理運営を行う「あすかDBJ投資事業有限責任組合(グロース1号ファンド)」にて保有する株式の売却による投資回収を行うことで成功報酬を計上しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を主要因とする市場価格の下落により、当社グループが保有する営業投資有価証券にかかる損失を計上することとなりました。

新たなファンドとしては、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パートナーと共同で組成した「エネクス・インフラ投資法人」のメガソーラーの追加取得による規模拡大を受け、同投資法人への売却を基本戦略とするインフラ・ウェアハウジングファンドを新たに組成しました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は6,184百万円(前連結会計年度比31.1%増)、営業利益は772百万円(前連結会計年度比58.4%減)、経常利益は758百万円(前連結会計年度比57.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は525百万円(前連結会計年度比57.8%減)となりました。

② 設備投資の状況
重要な事項はありません。

③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より287百万円の調達を行いました。
その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2017年12月期)	第14期 (2018年12月期)	第15期 (2019年12月期)	第16期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
営業収益(千円)	4,224,102	4,121,830	4,718,325	6,183,866
経常利益(千円)	2,207,739	2,083,211	1,800,260	757,589
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,489,618	1,410,826	1,244,567	525,126
1株当たり当期純利益(円)	107.52	81.69	71.98	30.91
総資産(千円)	13,103,030	14,120,843	15,504,211	15,052,615
純資産(千円)	10,588,751	12,182,308	12,743,037	12,468,956
1株当たり純資産(円)	605.13	664.53	703.99	709.35

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第14期より株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定に用いられた期中平均発行済株式総数及び1株当たり純資産の算定に用いられた期末発行済株式総数から控除しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2017年12月期)	第14期 (2018年12月期)	第15期 (2019年12月期)	第16期 (当事業年度) (2020年12月期)
営 業 収 益(千円)	3,121,003	2,989,986	2,901,945	5,057,848
経 常 利 益(千円)	1,710,084	1,785,094	2,160,205	1,089,524
当 期 純 利 益(千円)	1,193,886	1,308,535	1,740,130	1,287,403
1株当たり当期純利益(円)	86.17	75.77	100.63	75.79
総 資 産(千円)	10,489,104	10,941,792	13,436,647	13,738,628
純 資 産(千円)	8,759,738	9,791,926	10,937,183	11,282,747
1株当たり純資産(円)	508.19	564.61	632.87	672.05

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 第14期より株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定に用いられた期中平均発行済株式総数及び1株当たり純資産の算定に用いられた期末発行済株式総数から控除しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Spring Asset Management Limited	HK\$ 9,000千	80.4%	投資運用事業
MIBJ Consulting (Beijing) Co.,Ltd.	RMB 828千	100.0	投資運用事業
ADC International Ltd.	51,537千円	100.0	投資運用事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

(1) 経営方針

当社グループは、国境や既成概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトに、あらゆる垣根を超え、日本の強みを基盤として世界に広がる成長分野や成長可能性への投資を中心に、産業界・投資業界の幅広いネットワークを通じ、ユニークな投資機会を見出すことを目的としております。

(2) 中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループは、東京証券取引所への上場時及び市場変更時の新株発行により調達した自己投資資金を活用し、新たにバイアウト投資戦略及びキャッシュ・フロー投資戦略を策定するとともに、当該投資戦略に基づく新規ファンドを組成することで、マルチストラテジーのファンド運用会社の基盤を確立してまいりました。

当該実績を踏まえ、今後の5年間は、①上場前後に組成した基幹ファンドからの成功報酬の最大化を図るとともに、②新ファンド組成による管理報酬の底上げを図る期間と位置付け、5年後の最終連結会計年度において、成長性の観点から5年平均当期純利益を、安定性の観点から自己資本をそれぞれ目標経営指標と掲げております。

(3) 対処すべき課題

①事業機会の機動的な獲得による更なる成長機会の追求

当社グループは設立以来、国境や既成概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトに、マクロ環境に沿って、Ⅰ成長投資戦略、Ⅱバリュー投資戦略、Ⅲバイアウト・承継投資戦略、Ⅳ不動産投資戦略及びⅤキャッシュ・フロー投資戦略等の多様な投資戦略を策定するとともに、当該投資戦略に基づく新規ファンドを組成し、運用することで、マルチストラテジーのファンド運用会社としての基盤を確立して参りました。

現在においては、企業の事業承継、非公開化、ノンコア事業の売却等の企業の支配構造の変化を支援することを目的に、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（バイアウトⅠ号ファンド）」、不動産・物流分野におけるテクノロジーによる成長を支援することを目的に伊藤忠商事株式会社とともに組成した「マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合」、再生可能エネルギー発電設備等に対して投資を行い、着実な資産規模の拡大と安定したキャッシュ・フローの創出を目的に、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パー

トナーと共同で組成した「エネクス・インフラ投資法人（東京証券取引所インフラファンド市場上場）」、中国北京市の中心的なオフィスビル等へ投資を行う「Spring Real Estate Investment Trust（香港証券取引所上場）」等のファンド運用を行っております。

今後においては、引き続き「クロスボーダー」を基本コンセプトとした従前のファンド運用を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業構造の変化というマクロ環境の大きな変化に加えて、東京証券取引所の市場区分の見直しも予定されている中において、事業機会を機動的に獲得することにより、更なる成長機会を追求することが重要な経営課題と考えております。

これらの課題に対処するために、成長戦略の一つとして事業パートナーとの連携やM&A等による企業再編の可能性を視野に入れるべく、迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築することが必要不可欠と考えております。

②経営管理体制の強化

現在、当社グループの経営管理体制は会社規模に応じた適正なものとなっております。今後、上述の事業機会の機動的な獲得による更なる成長機会の追求を見据える中で、拡大する事業毎への経営資源の有効活用、事業毎の採算性の管理、事業責任の明確化、投資家とのコミュニケーション等の経営管理機能の更なる強化が重要な経営課題であると考えております。

これらの課題に対処するために、組織上における経営管理体制の明確化に加えて、既存人材を適正に配置し、必要に応じて人材を適時に採用し、社内教育を充実させることで経営管理体制を整備することが必要不可欠と考えております。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業区分	事業内容
ファンド運用事業	投資事業組合等のファンドを組成し、国内外投資家から資金調達、投資対象の発掘、投資対象への投資実行、投資対象のモニタリング、投資対象の売却等による投資回収等のファンド運用を行っております。
自己投資事業	主に当社グループが管理運営を行うファンドに対して自己投資を行っております。

(6) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

① 当社

本 社	所在地
	東京都千代田区

② 子会社

会社名	所在地
Spring Asset Management Limited	Hong Kong, China
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.	Beijing, China
ADC International Ltd.	Cayman Islands
合同会社イズミ	東京都千代田区
一般社団法人イズミ	東京都千代田区
China Fintech L.P.	Cayman Islands
CF Focus Limited	Cayman Islands
ZKJ Focus Limited	Cayman Islands
互金(蘇州)投資管理有限公司	Suzhou, China
MIC International Limited	Cayman Islands
SR Target, L.P.	Cayman Islands

(7) **使用人の状況** (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
全社(共通)	61(0)名	4名増

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者(人材会社からの派遣社員を含む)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46(0)名	5名増	41歳	4.2年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者(人材会社からの派遣社員を含む)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,003,500千円
株式会社みずほ銀行	293,250千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 45,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 17,644,900株 |
| ③ 株主数 | 3,922名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本政策投資銀行	4,200,000株	24.54%
伊藤忠商事株式会社	2,426,000株	14.18%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,048,863株	6.13%
GOLDMAN SACHS & CO. REG	962,900株	5.63%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	679,100株	3.97%
三井住友信託銀行株式会社	582,000株	3.40%
豊島俊弘	526,400株	3.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	481,000株	2.81%
合同会社ユニオン・バイ	424,000株	2.48%
石野英也	326,400株	1.91%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (531,511株) を控除して計算しております。
2. 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が38,400株増加しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の持株数のうち、325,600株は株式報酬制度の信託財産であり、連結計算書類において自己株式として表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2015年3月31日定時株主総会
新株予約権の数		197個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 118,200株 (新株予約権1個につき600株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 186,600円 (1株当たり 311円)
権利行使期間		2017年12月1日から 2025年3月31日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 197個 目的となる株式数 118,200株 保有者数 2名

(注) 新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

- イ) 権利行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。
- ロ) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができるものとする。
- ハ) その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	豊 島 俊 弘	CEO（最高経営責任者） Spring Asset Management Limited Director MIBJ Consulting(Beijing) Co.,Ltd. Director
取 締 役	石 野 英 也	COO（最高執行責任者） 資産投資部長 Spring Asset Management Limited Director MIBJ Consulting(Beijing) Co.,Ltd. Director ADC International Limited Director MIC International Limited Director 一般社団法人イズミ職務執行者
取 締 役	小 山 潔 人	CIO（最高投資責任者） 事業投資部長 CF Focus Limited Director
取 締 役	富 田 康 之	株式会社日本政策投資銀行 企業投資部課長
取 締 役	船 木 修	伊藤忠商事株式会社 建設第二部長
取 締 役	岡 橋 輝 和	セイコーホールディングス株式会社 顧問 株式会社インフォーマート 社外取締役 山九株式会社 社外取締役
取 締 役	佐 々 木 敏 夫	
常 勤 監 査 役	石 堂 英 也	
監 査 役	増 田 健 一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役 ライフネット生命保険株式会社 社外監査役 中外製薬株式会社 社外監査役 あすかコーポレートアドバイザー株式会社 社外監査役
監 査 役	大 谷 力	三井住友信託銀行株式会社 情報開発部長

- (注) 1. 取締役 富田康之氏、船木修氏、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 石堂英也氏及び監査役 増田健一氏及び大谷力氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 石堂英也氏及び監査役 大谷力氏は、金融機関にて長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 増田健一氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏、石堂英也氏、増田健一氏及び大谷力氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2020年3月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役の黒田弘太郎氏は任期満了により退任し、新たに社外取締役の富田康之氏が、社外監査役の江川武氏は任期満了により退任し、新たに大谷力氏がそれぞれ選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			
			基本報酬	業績連動型 現金報酬	株式報酬	役員賞与
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (2)	194,951 (10,560)	94,564 (10,560)	7,500 (-)	49,890 (-)	42,998 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	18,081 (18,081)	18,081 (18,081)	- (-)	- (-)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	8 (5)	213,032 (28,641)	112,645 (28,641)	7,500 (-)	49,890 (-)	42,998 (-)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第13回定時株主総会において、年額500百万円以内(うち、社外取締役分は年額100百万円以内)(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2016年8月8日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

4. 株式報酬のために拠出する金銭の上限は、2018年3月29日開催の第13回定時株主総会において、2018年12月31日で終了する事業年度から2020年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として300百万円、株式等の総数は210,000株(1事業年度あたり70,000株)以内と決議いただいております。

5. 取締役の支給人員は無報酬の取締役3名を、監査役の支給人員は無報酬の監査役1名をそれぞれ除いております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は2018年3月29日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した監査役1名に対し1,600千円の役員退職慰労金を支給しております。

ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

ニ. 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等

当社では役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬限度額の範囲内において、経営内容、マーケット水準、実績等及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

その決定方法は、取締役の報酬は株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において取締役会で決定し、必要に応じて社外取締役及び社外有識者が過半を占める報酬委員会で決定しております。監査役の報酬は株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において監査役の協議により決定することとしております。

取締役（社外取締役を除く）の役員報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型現金報酬、株式報酬及び役員賞与によって構成されています。

1. 基本報酬

各役員の役職毎の職責の大きさに応じて固定報酬として支給します。

2. 業績連動型現金報酬

取締役の業績連動型の現金報酬は、取締役の報酬と当社の業績との連動性をより明確にし、取締役が業績の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の業績及び各取締役の役職に応じたポイントをもとに定められた算式によって計算されます。

3. 株式報酬

株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

4. 役員賞与

当社が管理運営を行うファンドから成功報酬を受領した際には、成功報酬への貢献度に応じて、各役員に対して相当と判断される水準の役員賞与が支給される場合があります。

なお、社外取締役及び監査役の役員報酬は、職責に鑑み基本報酬のみで構成されています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役富田康之氏は、株式会社日本政策投資銀行の企業投資部課長であります。同社は当社の発行済株式の24.54%を有する主要株主であります。
- ・取締役船木修氏は、伊藤忠商事株式会社の建設第二部長であります。同社は当社の発行済株式の14.18%を有する主要株主であります。
- ・取締役岡橋輝和氏は、セイコーホールディングス株式会社の顧問、株式会社インフォーマットの社外取締役及び山九株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役増田健一氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー、株式会社ブリヂストンの社外取締役、ライフネット生命保険株式会社の社外監査役、中外製薬株式会社の社外監査役及びあすかコーポレートアドバイザー株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役大谷力氏は、三井住友信託銀行株式会社の情報開発部長であります。同社は当社の発行済株式の3.40%を有する株主であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 富田 康之	2020年3月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関での経験に基づき取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 船木 修	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、商社での経験に基づき取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 岡橋 輝和	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 佐々木 敏夫	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 石堂 英也	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関での経験に基づき主に財務・会計面において質問・発言を行っております。
監査役 増田 健一	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地に基づき主に法律面において質問・発言を行っております。
監査役 大谷 力	2020年3月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全て、監査役会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関での経験に基づき主に財務・会計において質問・発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,263千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務である税務アドバイザリー業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人（以下あわせて「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役及び取締役会は、法令遵守が当社グループの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款等に適合するための基本方針として、企業行動規範を定める。
 - ロ. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - ハ. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程等に従い、担当業務を執行する。
 - ニ. 監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、「監査役監査基準」及び「監査役会規則」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
 - ホ. コンプライアンス統括役員、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、コンプライアンス関連諸規程を整備した上で、「コンプライアンスプログラム」を策定及び実施し、コンプライアンス態勢の充実に努める。
 - ヘ. 業務執行に係る部署より独立した内部監査部署を設置し、当該部署は「内部監査規程」等に則り、業務全般に関し法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き等につき監査を実施し、その結果を取締役に報告する。
 - ト. 役職員の不正行為については、「内部通報規程」に基づき、内部及び外部窓口（それに準ずる窓口を含む）を設置することにより、役職員からの通報又は相談を受けることにより、不正行為の早期発見と是正を行う。
 - チ. 反社会的勢力排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその組織に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、関連規程を整備し、情報管理責任者を定めるとともに、適切に保存・管理し、取締役及び監査役はいつでもこれを閲覧することができる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 業務執行に係るリスクをトータルに認識及び評価し、適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスク管理体制を整備する。
 - ロ. 不測の事態に備え、「危機管理規程」に基づく危機管理体制を整備するとともに、かかる事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害の最小化に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、定例の取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ロ. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は受託事項を決定するほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に審議する。
 - ハ. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制にかかる諸規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 取締役会は、企業行動規範を制定し、当社グループとしての業務の適正を確保する。
 - ロ. 代表取締役及び業務執行取締役は、子会社の業務の規模や特性に応じて、その業務を適正に管理し、法令遵守、リスク管理等の観点から適切な措置をとる。
 - ハ. 子会社ごとに主管部署を定め、主管部署が「関係会社管理規程」に従い、子会社の指導、育成に努めるとともに、以下に掲げる体制が適切に確立するよう必要な措置をとる。
 - ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用を行い、その有効性を継続的に評価するとともに、必要に応じて是正措置を講じる。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役から監査の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議し、必要な補助使用人を設置する。
 - ロ. 補助使用人を設置した場合は、当該使用人の取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人は監査役の職務を補助するにあたり監査役の指揮命令に服し、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等については監査役の同意を得る。
- ⑧ 当社グループの役職員が監査役に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社グループの役職員は、必要に応じて業務の執行状況その他必要な情報を、直接又は間接の方法により、当社監査役に報告する。
 - ロ. 当社グループの役職員は、当社グループの信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項等又はそのおそれのある事項等を発見した場合にあっては、直接又は間接の方法により、当社監査役に対して当該事項を報告する。
 - ハ. 監査役は、その職務の執行に必要な事項について、当社グループの役職員に対して直接又は間接の方法により随時報告を求めることができる。
 - ニ. 監査役に対して前3項における報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役 of 職務の執行について生じる費用等に関して、監査役から前払い又は償還の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役 of 職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定 of 手続きに従い、これに応じるものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会に出席する他、その他重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
- ロ. 代表取締役は、監査役と定期的に又は監査役の求めに応じて意見交換を行うとともに、監査役が会計監査人と意見交換を行う機会を確保する等、監査役の監査環境の整備に協力する。
- ハ. 内部監査部署は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査の監査結果等について定期的に又は監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスについて

全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるために、入社時の研修の他、全役職員を対象として、インサイダー取引防止等、コンプライアンスに関する研修を適宜実施いたしました。また、内部監査部は、グループ会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に業務が行われているかを監査し、取締役会に報告しております。監査役及び会計監査人との間でも情報を共有しており、監査の品質向上のための意見交換も実施しております。

② リスク管理について

当社では、「リスク管理規程」を制定し、当社の経営に対してリスクを与えるあらゆる事象を管理することにより、事業の継続・安定的発展を確保していくこととしています。リスクが顕在化したことが認識された場合、リスク管理統括責任者であるコンプライアンス部長及び各部のリスク管理責任者により初期対応を行った上で、コンプライアンス委員会において対応及び再発防止策の策定を行うこととしています。顕在化したリスクが経営上の危機に該当する場合は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置し、経営上の危機の解決・克服又は回避のために全力を尽くすこととしております。

③ 取締役の効率的な職務執行体制について

当社では、毎月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたしました。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、経営会議において、取締役会への付議事項や重要な事項、業務の執行状況等について協議しております。

④ グループ会社の管理について

グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を定めており、関係会社を管轄する資産投資部もしくは事業投資部において管理体制を整備し、統括しております。グループ会社間では、相互に独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、統一された経営理念と基本戦略に従って、当社グループ全体の業績の向上に努めております。

⑤ 監査役監査体制について

監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することや必要に応じ稟議書・契約書等の重要な文書及び会計情報を適宜閲覧できる等、その体制を整備しております。また、監査役は、内部監査部及び会計監査人から定期的に報告を受ける他、当社及び子会社の取締役・使用人から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受け、監査の実効性を高めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、大量株式取得行為のうち当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,987,474	流動負債	997,591
現金及び預金	2,880,262	短期借入金	293,250
営業未収入金	373,914	1年内返済予定の長期借入金	130,000
営業投資有価証券	9,623,074	未払費用	160,744
営業貸付金	646,942	未払法人税等	179,444
短期貸付金	293,250	その他の	192,208
立替金	71,998		41,945
その他の	98,034	固定負債	1,586,067
固定資産	1,065,141	長期借入金	873,500
有形固定資産	83,994	役員退職慰労引当金	103,400
建物	77,143	役員株式報酬引当金	137,197
工具、器具及び備品	6,851	従業員株式報酬引当金	11,250
無形固定資産	2,478	退職給付に係る負債	117,210
ソフトウェア	610	長期未払金	291,704
のれん	1,868	長期預り金	11,814
投資その他の資産	978,669	その他の	39,992
投資有価証券	305,185	負債合計	2,583,658
敷金及び保証金	59,542	(純資産の部)	
繰延税金資産	593,388	株主資本	12,492,156
その他の	20,555	資本金	3,026,174
資産合計	15,052,615	資本剰余金	3,303,411
		利益剰余金	6,759,762
		自己株式	△597,190
		その他の包括利益累計額	△583,725
		その他有価証券評価差額金	△382,916
		為替換算調整勘定	△200,808
		新株予約権	472
		非支配株主持分	560,053
		純資産合計	12,468,956
		負債・純資産合計	15,052,615

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	6,183,866
営業原価	3,757,575
営業総利益	2,426,290
販売費及び一般管理費	1,653,851
営業利益	772,439
営業外収益	
受取利息	12,870
受取配当金	47,261
賃貸料収入	667
その他	6,148
営業外費用	66,945
支払利息	12,261
為替差損	51,282
融資関連費用	16,330
その他	1,922
経常利益	81,795
税金等調整前当期純利益	757,589
法人税、住民税及び事業税	387,112
法人税等調整額	△206,397
当期純利益	180,714
非支配株主に帰属する当期純利益	576,874
親会社株主に帰属する当期純利益	51,748
	525,126

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,020,087	3,105,517	6,572,656	△299,437	12,398,824
当連結会計年度変動額					
新株の発行	6,086	6,086			12,173
剰余金の配当			△334,521		△334,521
親会社株主に帰属する 当期純利益			525,126		525,126
子会社等の持分変動に よる増減		191,807			191,807
自己株式の取得				△297,753	△297,753
連結除外に伴う 利益剰余金の減少額			△3,499		△3,499
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	6,086	197,894	△187,106	△297,753	93,333
当連結会計年度末残高	3,026,174	3,303,411	6,759,762	△597,190	12,492,156

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	△35,033	△198,288	△233,321	702	576,832	12,743,037
当連結会計年度変動額						
新株の発行						12,173
剰余金の配当						△334,521
親会社株主に帰属する 当期純利益						525,126
子会社等の持分変動に よる増減						191,807
自己株式の取得						△297,753
連結除外に伴う 利益剰余金の減少額						△3,499
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△347,883	△2,520	△350,404	△230	△16,779	△367,413
当連結会計年度変動額合計	△347,883	△2,520	△350,404	△230	△16,779	△274,081
当連結会計年度末残高	△382,916	△200,808	△583,725	472	560,053	12,468,956

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,600,414	流動負債	909,806
現金及び預金	2,187,433	短期借入金	293,250
営業未収入金	172,739	1年内返済予定の長期借入金	130,000
営業投資有価証券	9,132,521	未払金	158,628
営業貸付金	646,942	未払費用	130,379
短期貸付金	293,250	未払法人税等	189,090
立替金	72,663	預り金	8,459
未収消費税等	21,999	固定負債	1,546,075
前払費用	27,269	長期借入金	873,500
その他	45,598	役員退職慰労引当金	103,400
固定資産	1,138,213	役員株式報酬引当金	137,197
有形固定資産	13,048	従業員株式報酬引当金	11,250
建物	7,211	退職給付引当金	117,210
工具、器具及び備品	5,837	長期未払金	291,704
無形固定資産	566	長期預り金	11,814
ソフトウェア	566	負債合計	2,455,881
投資その他の資産	1,124,599	(純資産の部)	
投資有価証券	9,250	株主資本	11,635,289
関係会社株式	451,009	資本金	3,026,174
敷金及び保証金	44,741	資本剰余金	2,996,174
繰延税金資産	599,044	資本準備金	2,996,174
長期前払費用	20,555	利益剰余金	6,210,132
資産合計	13,738,628	その他利益剰余金	6,210,132
		繰越利益剰余金	6,210,132
		自己株式	△597,190
		評価・換算差額等	△353,014
		その他有価証券評価差額金	△353,014
		新株予約権	472
		純資産合計	11,282,747
		負債・純資産合計	13,738,628

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		5,057,848
営 業 原 価		3,566,846
営 業 総 利 益		1,491,002
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,334,432
営 業 利 益		156,570
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,991	
受 取 配 当 金	998,826	
そ の 他	954	1,011,772
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	50,738	
融 資 関 連 費 用	16,330	
支 払 利 息	10,294	
そ の 他	1,455	78,818
経 常 利 益		1,089,524
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	383,506	383,506
税 引 前 当 期 純 利 益		1,473,031
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	383,235	
法 人 税 等 調 整 額	△197,607	185,628
当 期 純 利 益		1,287,403

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	3,020,087	2,990,087	2,990,087	5,257,251	5,257,251	△299,437	10,967,989
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	6,086	6,086	6,086				12,173
剰 余 金 の 配 当				△334,521	△334,521		△334,521
当 期 純 利 益				1,287,403	1,287,403		1,287,403
自 己 株 式 の 取 得						△297,753	△297,753
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	6,086	6,086	6,086	952,881	952,881	△297,753	667,301
当 期 末 残 高	3,026,174	2,996,174	2,996,174	6,210,132	6,210,132	△597,190	11,635,289

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△31,507	△31,507	702	10,937,183
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				12,173
剰 余 金 の 配 当				△334,521
当 期 純 利 益				1,287,403
自 己 株 式 の 取 得				△297,753
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△321,507	△321,507	△230	△321,737
当 期 変 動 額 合 計	△321,507	△321,507	△230	345,563
当 期 末 残 高	△353,014	△353,014	472	11,282,747

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

株式会社マーキュリアインベストメント
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 島 浩一郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井 貴 志	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マーキュリアインベストメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリアインベストメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

株式会社マーキュリアインベストメント
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 島 浩一郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井 貴 志	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マーキュリアインベストメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月18日

株式会社マーキュリアインベストメント監査役会
常勤監査役（社外監査役） 石 堂 英 也 ⑩
監 査 役（社外監査役） 増 田 健 一 ⑩
監 査 役（社外監査役） 大 谷 力 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第16期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は342,267,780円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株数 の株式
1	とよしまとしひろ 豊島俊弘 (1962年9月20日)	1985年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2001年8月 世界銀行入行 2004年10月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2005年10月 当社 取締役就任 2008年10月 当社 代表取締役就任（現任） 2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd. Director就任（現任） 2013年1月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任）	950,400株
2	いしのひでや 石野英也 (1963年9月16日)	1986年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現シティグループ証券株式会社）入社 2000年4月 スパイラルスター株式会社入社 2001年4月 ハローネットワークアジア株式会社代表取締役副社長就任 2003年6月 スターキャピタルパートナーズ株式会社取締役就任 2004年3月 スポーツバンガード株式会社取締役副社長就任 2008年6月 当社 入社 2010年3月 当社 取締役就任（現任） 2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd. Director就任（現任） 2011年9月 ADC International Limited Director就任（現任） 2013年4月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任） 2014年12月 一般社団法人イズミ 職務執行者就任（現任） 2018年1月 MIC International Limited Director就任（現任）	326,400株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ふりがな こやまきよと 小山 潔人 (1966年2月19日)	1990年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行 2008年9月 当社 取締役就任（現任） 2014年6月 株式会社日本政策投資銀行 企業投資部部長 2016年7月 当社 転籍 2020年8月 CF Focus Limited Director就任（現任）	86,800株
4	※ こんどうけんた 近藤 健太 (1978年3月13日)	2000年4月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行 2017年4月 同行 企業金融6部 課長 2020年6月 同行 企業投資部 課長（現任） 2020年6月 株式会社シーユーシー 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社日本政策投資銀行 企業投資部課長	-
5	※ あかまつかずひと 赤松 和人 (1966年11月28日)	1991年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2007年6月 ADインベストメント・マネジメント株式会社 取締役就任 2011年4月 伊藤忠商事株式会社 建設第一部建設事業統括 室長 2012年4月 同社 建設・金融部門企画統轄課長 2016年4月 同社 建設第一部長代行 2019年4月 同社 建設第二部長代行（現任） (重要な兼職の状況) 伊藤忠商事株式会社 建設第二部長代行	-

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	おかはしてるか 岡橋輝和 (1949年11月25日)	1972年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 同社 執行役員就任 同社 関西支社副支社長就任 2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長就任 2011年5月 セイコーホールディングス株式会社 顧問就任 (現任) 2012年3月 株式会社インフォーマット 社外取締役就任 (現任) 2014年6月 山九株式会社 社外取締役就任 (現任) 2016年3月 当社 社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) セイコーホールディングス株式会社 顧問 株式会社インフォーマット 社外取締役 山九株式会社 社外取締役	—
7	ささきとしお 佐々木敏夫 (1952年3月3日)	1974年4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 2004年4月 同行 常務執行役員就任 2005年3月 みずほキャピタル株式会社 専務取締役就任 2006年6月 中央不動産株式会社 代表取締役副社長就任 2007年7月 いすゞ自動車株式会社 上席執行役員就任 2010年6月 同社 取締役常務執行役員就任 2011年2月 同社 取締役専務執行役員就任 2014年4月 いすゞ自動車近畿株式会社 代表取締役会長就任 2016年4月 いすゞシステムサービス株式会社 代表取締役会長就任 2017年4月 同社 相談役就任 2018年3月 当社 社外取締役就任 (現任) 2018年4月 中央不動産株式会社 顧問就任	—

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 近藤健太氏、赤松和人氏、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 近藤健太氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の発行済株式総数の24.54%を保有する株式会社日本政策投資銀行の投資部門に所属し、日本のみならず海外も含めた成長投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
- (2) 赤松和人氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の発行済株式総数の14.18%を保有する伊藤忠商事株式会社の建設・物流部門に所属し、日本のみならず海外も含めた不動産投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
- (3) 岡橋輝和氏を社外取締役候補者とした理由は、三井物産株式会社で要職を歴任後、カナダ三井物産株式会社の社長の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。
- (4) 佐々木敏夫氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社みずほ銀行で要職を歴任後、いすゞ自動車株式会社の取締役専務執行役員を含む数社の経営管理の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。
5. 岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ5年、3年となります。
6. 当社は、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、近藤健太氏及び赤松和人氏が選任された場合は新たに各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2020年12月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者豊島俊弘氏の所有する当社株式は、同氏の資産管理会社である合同会社ユニオン・ベイが所有する株式数を含んでおります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役大谷力氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する株数 当社の株式
※ ふじむらけんいち 藤村健一 (1967年7月31日)	1990年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 2011年6月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 取締役 2013年4月 三井住友信託銀行株式会社 本店営業第八部次長 2015年4月 同行 松山支店長 2017年2月 同行 理事 名古屋営業第一部長 2018年7月 同行 福岡支店兼福岡天神支店 理事 支店長 2021年1月 同行 理事 情報開発部長（現任） (重要な兼職の状況) 三井住友信託銀行株式会社 理事 情報開発部長	—

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 藤村健一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 藤村健一氏は、社外監査役候補者であります。
4. 藤村健一氏を社外監査役候補者とした理由は、三井住友信託銀行株式会社に所属し、資産運用分野に深い知見を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができると判断したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 藤村健一氏が選任された場合は、新たに同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 藤村健一氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を新たに東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

第4号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2021年7月1日（予定）を期日として、当社単独による株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により持株会社（完全親会社）である「株式会社マーキュリアホールディングス」（以下、「持株会社」といいます。）を設立し、持株会社体制へ移行することについて、2021年2月19日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転に関する株式移転計画について、ご承認をお願いするものであります。本株式移転の目的、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 本株式移転の目的

① 本株式移転の目的

当社グループは設立以来、国境や既成概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトに、マクロ環境に沿って、①成長投資戦略、②バリュー投資戦略、③バイアウト・承継投資戦略、④不動産投資戦略及び⑤キャッシュ・フロー投資戦略等の多様な投資戦略を策定するとともに、当該投資戦略に基づく新規ファンドを組成し、運用することで、マルチストラテジーのファンド運用会社としての基盤を確立して参りました。

現在においては、企業の事業承継、非公開化、ノンコア事業の売却等の企業の支配構造の変化を支援することを目的に、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（バイアウト1号ファンド）」、不動産・物流分野におけるテクノロジーによる成長を支援することを目的に伊藤忠商事株式会社とともに組成した「マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合」、再生可能エネルギー発電設備等に対して投資を行い、着実な資産規模の拡大と安定したキャッシュ・フローの創出を目的に、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パートナーと共同で組成した「エネクス・インフラ投資法人（東京証券取引所インフラファンド市場上場）」、中国北京市の中心的なオフィスビル等へ投資を行う「Spring Real Estate Investment Trust（香港証券取引所上場）」等のファンド運用を行っております。

今後においては、引き続き「クロスボーダー」を基本コンセプトとした従前のファンド運用を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業構造の変化というマクロ環境の大きな変化に加えて、東京証券取引所の市場区分の見直しも予定されている中において、事業拡大による更なる成長機会を追求することが重要な経営課題と考えております。

これらを実現するために、M&A等による企業再編の可能性へ向けて、迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築するとともに、グループ各社の採算性と事業責任の明確化や経営資源の有効活用を図ることが必要不可欠と考え、2021年7月1日を効力発生日として本株式移転により当社の完全親会社となる持株会社を設立し、純粹持株会社体制へ移行することといたしました。

② 持株会社体制への移行手順

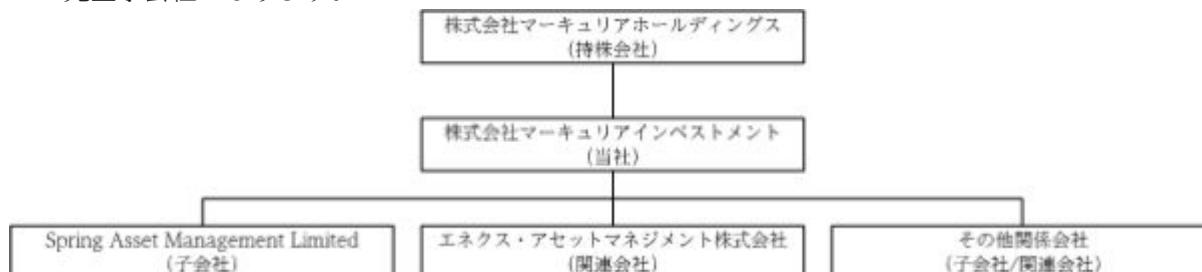
当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

【現行】



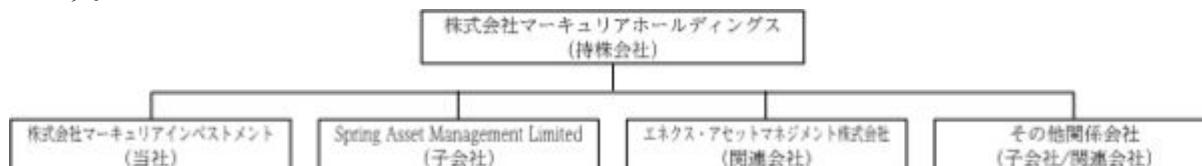
【ステップ1：単独株式移転による持株会社の設立】

2021年7月1日を期日として本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社となります。



【ステップ2：組織再編後の持株会社体制】

必要な関係当局の許可等の所定の手続を経た上で当社の子会社を持株会社の子会社として再編する予定であります。なお、具体的な内容及び時期につきましては、決定次第お知らせいたします。



2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社マーキュリアインベストメント（以下「当会社」という。）は、単独株式移転の方法により当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第1条 持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は、次のとおりとする。

（1）目的

持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

（2）商号

持株会社の商号は、「株式会社マーキュリアホールディングス」とし、英文では「Mercuria Holdings Co., Ltd.」とする。

（3）本店の所在地

持株会社の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区内幸町一丁目3番3号とする。

（4）発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、45,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

（持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

第2条 持株会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役 豊島 俊弘

取締役 石野 英也

取締役 小山 潔人

取締役 近藤 健太

取締役 赤松 和人

取締役 岡橋 輝和

取締役 佐々木 敏夫

2. 持株会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役 石堂 英也

監査役 増田 健一

監査役 藤村 健一

3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当)

第3条 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により持株会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行する普通株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の持株会社の普通株式を交付する。

2. 持株会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の株主に対し、その所有する当会社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

(持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

第4条 持株会社の設立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額

30億円

- (2) 資本準備金の額

持株会社の設立の日における持株会社の資本準備金の額は、会社計算規則第52条の定めにより、当社が決定する。

- (3) 利益準備金の額

0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当)

第5条 持株会社は、本株式移転に際し、基準時における当会社の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の第1欄に掲げる当社が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの所有する当会社の各新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の第2欄に掲げる持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社マーキュリアインベストメント 第1回新株予約権	別紙2	株式会社マーキュリアホールディングス 第1回新株予約権	別紙3
②	株式会社マーキュリアインベストメント 第2回新株予約権	別紙4	株式会社マーキュリアホールディングス 第2回新株予約権	別紙5

2. 持株会社は、本株式移転に際し、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の新株予約権者に対し、その所有する前項の表の第1欄に掲げる当会社の各新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

(持株会社の成立の日)

第6条 持株会社の設立の登記をすべき日(以下「持株会社の成立の日」という。)は、2021年7月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第7条 当社は、2021年3月30日開催予定の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、株式移転手続の進行上の必要性その他の事由により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

(株式上場)

第8条 持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

(株主名簿管理人)

第9条 持株会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(本株式移転の条件の変更及び本株式移転の中止)

第10条 本計画作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、又は本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社の取締役会の決議により、本計画を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力)

第11条 本計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 持株会社の成立の日の前日までに、当社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合。
- (2) 持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合。

2021年2月19日

東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
株式会社マーキュリアインベストメント
代表取締役 豊島 俊弘

株式会社マーキュリアホールディングス

定 款

第 1 章 総 則

第1条（商 号）

当社は、株式会社マーキュリアホールディングスと称する。英文では、Mercuria Holdings Co., Ltd.と称する。

第2条（目 的）

1. 当社は、持株会社として、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 有価証券の売買に関する指導
2. 資産の管理及び運用に関する総合コンサルティング業務
3. 企業経営に関する指導及びコンサルティング業務
4. 会社の合併・分割・合弁、事業譲渡、有価証券の売買、株式取得、資本参加、業務提携及び株式公開等の仲介、斡旋及びコンサルティング業務
5. 国内外の投資先の斡旋及び仲介
6. 有価証券の取得及び保有
7. 投資組合、投資事業有限責任組合等に関する出資
8. 投資組合、投資事業有限責任組合等の財産運用・管理に関する業務
9. 金銭債権の買取並びにその斡旋及び仲介
10. 国内外の組合契約及び匿名組合契約の締結、またはその仲介、取次ぎまたは代理
11. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
12. 金融商品取引法に基づく投資運用業
13. 金融商品取引法に基づく投資助言・代理業
14. 宅地建物取引業
15. 不動産特定共同事業法に基づく業務
16. 自然エネルギー等による発電、電気及び熱の供給並びに販売
17. 自然エネルギー等による発電に係る設備の設置、売買、運用及び保守管理業務等
18. 自然エネルギー等に関する各種イベントの企画・制作・運営業務等
19. 自然エネルギー等に関する調査研究及び情報提供等
20. 上記各号に付帯する一切の業務

2. 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は 45,000,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

第12条（招 集）

定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集しなければならない。臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会は取締役会の決議に基づき代表取締役の1名が招集し、議長となる。代表取締役複数ときは、その順序は予め取締役会の決議をもって定める。代表取締役のいずれもが議長を務めることができない場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこれにあたる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに会社に対して代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第18条（定 員）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議をもって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

第20条（任 期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とする。

第21条（代表取締役・役付取締役）

1. 取締役会は、その決議をもって代表取締役1名以上を選定する。
2. 取締役会は、その決議をもって、役付取締役1名以上を選任することができる。

第22条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第23条（取締役会）

1. 取締役は、取締役会を構成する。
2. 取締役会はその決議をもって、当会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定する。

第24条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は代表取締役の1名が招集し、議長となる。代表取締役複数人のときは、その順序は予め取締役会の決議をもって定める。代表取締役のいずれにも事故ある場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会を招集する者は、取締役会の日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。なお、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

1. 法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行う。
2. 前項に定める場合のほか、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。

第26条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に掲げる額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第27条（員 数）

当社の監査役は、4名以内とする。

第28条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条（任 期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第31条（補欠監査役）

1. 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第28条第2項の規定を準用する。
3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第32条（監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第33条（監査役会の招集）

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第35条（監査役の責任免除等）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第36条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第37条（任 期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第38条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第39条（事業年度）

当社の事業年度は毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第40条（剰余金の配当及び中間配当金の支払）

1. 当社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
2. 当社は、一事業年度の途中において一回に限り、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
3. 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附則

第1条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず当社設立の日から2021年12月31日までとする。

第2条（報 酬）

1. 第22条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役の報酬等の額は、年額金500百万円以内（ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まれない。）とする。
2. 第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の監査役の報酬等の額は、年額金30百万円以内とする。
3. 当社の取締役を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）に基づき、本条第1項の規定に係る取締役の報酬等の総額とは別枠で、以下のとおり、取締役に当社の株式報酬を支給する。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通

じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度である。

なお、取締役が当会社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とする。

①本制度の対象者となる取締役	当会社取締役（社外取締役を除く。）
②当初信託期間	約3年間
③②の当初信託期間において、取締役に交付するために必要な当会社株式の取得資金として当会社が拠出する金銭の上限	合計金300百万円
④当会社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤①の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり70,000ポイント
⑥ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦①の取締役に對する当会社株式の交付時期	原則として退任時

(2)当会社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当会社は、当該信託期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当会社株式の取得資金として、合計金300百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に對する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定する。本信託は、当会社が信託した金銭を原資として、当会社株式を当会社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得する。

注：当会社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当会社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となる。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とする。）において、当会社の取締役会の決定により、その都度、3年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当会社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下同様。）本制度を継続することがある。この場合、当会社は、本制度により取締役に交付するために必要な当会社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出する。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)のポイント付与及び当会社株式の交付を継続する。

また、上記のように信託期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当会社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがある。

(3) 取締役に交付される当会社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当会社は、当会社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与する。

ただし、当会社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とする。

② 付与されたポイントの数に応じた当会社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手續に従い、当会社株式の交付を受ける。

なお、1ポイントは当会社株式1株とする。ただし、当会社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当会社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率、併合比率等に応じて、合理的な調整を行う。

③ 取締役に対する当会社株式の交付

各取締役に対する上記②の当会社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われる。

ただし、このうち一定の割合の当会社株式については、源泉所得税等の納税資金を当会社が源泉徴収する目的で本信託内で売却換金したうえで、当会社株式に代わり金銭で交付することがある。また、本信託内の当会社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当会社株式が換金された場合には、当会社株式に代わり金銭で交付することがある。

(4) 議決権行使

本信託内の当会社株式に係る議決権は、当会社及び当会社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととする。かかる方法によることで、本信託内の当会社株式に係る議決権の行使について、当会社経営への中立性を確保することを企図している。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当会社株式に係る配当は、本信託が受領し、当会社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられる。

第3条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以 上

株式会社マーキュリアインベストメント第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称
株式会社マーキュリアインベストメント第1回新株予約権
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1株とする。
ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
当該調整後付与株式数を適用する日については、下記4. (2)①の規定を準用する。
また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、190,000円とする。ただし、行使価額は下記4. に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i. 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。
- ア) 当社の株式公開（下記イ)に定める場合をいう）の日の前日以前の場合
下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）の前日における調整前行使価額
- イ) 当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合（「株式公開」という）適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii. 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii. 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3)上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2017年12月1日から2025年3月31日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
8. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
 11. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割り当てを受けた当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の割り当てを受けた当社の受入出向者は、新株予約権行使時において、当社への出向を継続していること、あるいは当社への転籍を行っていることを要する。
 - (3) 新株予約権の割り当てを受けた外部協力者は、新株予約権行使時において、当社の外部協力者の地位にあることを要する。
 - (4) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができる。
 - (5) 当社普通株式にかかる株式公開を取り止める旨の取締役会決議、もしくは、株式公開を取り止める旨の取締役会への報告がなされた場合、新株予約権を行使することができる。
 - (6) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
 12. 新株予約権の払込金額の算定方法
金銭の払込みを要しない。
 13. 新株予約権を割り当てる日
2015年11月30日

以上

株式会社マーキュリアホールディングス 第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社マーキュリアホールディングス 第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は600株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記4. (2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、311円とする。ただし、行使価額は下記4. に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i. 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。
- ア) 当社の株式公開（下記イ)に定める場合をいう）の日の前日以前の場合
下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）の前日における調整前行使価額
- イ) 当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合（「株式公開」という）
適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii. 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii. 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権を行使することができる期間
2021年7月1日から2025年3月31日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
8. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
 11. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割り当てを受けた当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の割り当てを受けた当社の受入出向者は、新株予約権行使時において、当社への出向を継続していること、あるいは当社への転籍を行っていることを要する。
 - (3) 新株予約権の割り当てを受けた外部協力者は、新株予約権行使時において、当社の外部協力者の地位にあることを要する。
 - (4) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができる。
 - (5) 当社普通株式にかかる株式公開を取り止める旨の取締役会決議、もしくは、株式公開を取り止める旨の取締役会への報告がなされた場合、新株予約権を行使することができる。
 - (6) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
 12. 新株予約権の払込金額の算定方法
金銭の払込みを要しない。
 13. 新株予約権を割り当てる日
2021年7月1日

以上

株式会社マーキュリアインベストメント第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社マーキュリアインベストメント第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記4. (2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、190,000円とする。ただし、行使価額は下記4. に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i. 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。

ア) 当社の株式公開（下記イ)に定める場合をいう）の日の前日以前の場合

下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）の前日における調整前行使価額

イ) 当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合（「株式公開」という）適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

ii. 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii. 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3)上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2017年12月1日から2025年3月31日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、下記11. (5)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
11. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 受託者から新株予約権の交付を受けた当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
 - (2) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 当社普通株式にかかる株式公開を取り止める旨の取締役会決議、又は株式公開を取り止める旨の取締役会への報告がなされた場合、新株予約権を行使することができる。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
 - (5) 次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使することができない。
 - ① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項、第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
 - ② 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - ③ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
 - ④ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本⑤④への該当を判断するものとする。)
12. 新株予約権の払込金額
本新株予約権1個あたりの発行価額は、3,600円とする。
13. 新株予約権を割り当てる日
2015年12月24日

以 上

株式会社マーキュリアホールディングス 第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社マーキュリアホールディングス 第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は600株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記4. (2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、311円とする。ただし、行使価額は下記4. に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i. 行使価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。
- ア) 当社の株式公開（下記イ）に定める場合をいう）の日の前日以前の場合
 下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）の前日における調整前行使価額
 - イ) 当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合（「株式公開」という）
 適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式の上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii. 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii. 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。
- (2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
- ①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
 なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - ②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。
- (3)上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
5. 新株予約権を行使することができる期間
 2021年7月1日から2025年3月31日まで
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、下記11. (5)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
11. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 受託者から新株予約権の交付を受けた当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人は、新株予約権行使時において、当社の取締役、監査役及び使用人又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
 - (2) 当社普通株式にかかる株式公開があった場合、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 当社普通株式にかかる株式公開を取り止める旨の取締役会決議、又は株式公開を取り止める旨の取締役会への報告がなされた場合、新株予約権を行使することができる。
 - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
 - (5) 次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使することができない。
 - ① 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項、第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
 - ② 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合(但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - ③ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
 - ④ 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議の上本(5)④への該当を判断するものとする。)
12. 新株予約権の払込金額
金銭の払込みを要しない。
13. 新株予約権を割り当てる日
2021年7月1日

以 上

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

①対価の総数及び割当てに関する事項

イ. 株式移転比率

会社名	株式会社マーキュリアホールディングス (完全親会社)	株式会社マーキュリアインベストメント (完全子会社・当社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本株式移転に伴い、当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、持株会社の単元株式数は100株です。

2. 持株会社が本株式移転により発行する新株式数(予定): 普通株式17,644,900株
上記新株式数は、2020年12月31日現在における当社の発行済株式総数に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の持株会社の普通株式(以下「単元未満株式」という。)の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

ロ. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社であるマーキュリアホールディングス1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化が無いことから、株主の皆様には不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

なお、上記理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

②資本金及び準備金等の額に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に際して交付される新株予約権に係る定め相当性に関する事項

本株式移転におきましては、当社の新株予約権に対してその有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当社の新株予約権と同等の内容のものであり、かつ当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株が割り当てられることから、当行の新株予約権者に対して、その保有する当社の新株予約権1個につき、持株会社の新株予約権1個を割り当てることは、相当であると判断しております。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

4. 持株会社の取締役となる者に関する事項

持株会社の取締役候補者は、以下のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)割り当てられる持 株会社の株式数
とよしまとしひろ 豊島俊弘 (1962年9月20日)	1985年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2001年8月 世界銀行入行 2004年10月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2005年10月 当社 取締役就任 2008年10月 当社 代表取締役就任（現任） 2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd. Director就任 （現任） 2013年1月 Spring Asset Management Limited Director就任 （現任）	(1)950,400株 (2)950,400株

<small>ふ り が な</small> 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)割り当てられる持 株会社の株式数
<small>い し の ひ で や</small> 石 野 英 也 (1963年9月16日)	1986年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現シティグループ証券株式会社）入社 2000年4月 スパイラルスター株式会社入社 2001年4月 ハローネットワークアジア株式会社代表取締役副社長就任 2003年6月 スターキャピタルパートナーズ株式会社取締役就任 2004年3月 スポーツバンガード株式会社取締役副社長就任 2008年6月 当社入社 2010年3月 当社 取締役就任（現任） 2011年8月 MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd. Director就任（現任） 2011年9月 ADC International Limited Director就任（現任） 2013年4月 Spring Asset Management Limited Director就任（現任） 2014年12月 一般社団法人イズミ 職務執行者就任（現任） 2018年1月 MIC International Limited Director就任（現任）	(1)326,400株 (2)326,400株

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当社株式数 (2)割り当てられる持 株会社の株式数
こ や ま き よ と 小 山 潔 人 (1966年2月19日)	1990年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2008年9月 当社 取締役就任（現任） 2014年6月 株式会社日本政策投資銀行 企業投資部部長 2016年7月 当社 転籍 2020年8月 CF Focus Limited Director就任（現任）	(1)86,800株 (2)86,800株
こ ん ど う け ん た 近 藤 健 太 (1978年3月13日)	2000年4月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2017年4月 同行 企業金融6部 課長 2020年6月 同行 企業投資部 課長（現任） 2020年6月 株式会社シーユーシー 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日本政策投資銀行 企業投資部課長	—
あ か ま つ か ず ひ と 赤 松 和 人 (1966年11月28日)	1991年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2007年6月 ADインベストメント・マネジメント株式会社 取締役 就任 2011年4月 伊藤忠商事株式会社 建設第一部建設事業統括室長 2012年4月 同社 建設・金融部門企画統轄課長 2016年4月 同社 建設第一部長代行 2019年4月 同社 建設第二部長代行（現任） （重要な兼職の状況） 伊藤忠商事株式会社 建設第二部長代行	—

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当社株式数 (2)割り当てられる持 株会社の株式数
お か は し て る か ず 岡 橋 輝 和 (1949年11月25日)	1972年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 同社 執行役員就任 同社 関西支社副支社長就任 2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長就任 2011年5月 セイコーホールディングス株式会社 顧問就任(現任) 2012年3月 株式会社インフォーマット 社外取締役就任 (現任) 2014年6月 山九株式会社 社外取締役就任 (現任) 2016年3月 当社 社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) セイコーホールディングス株式会社 顧問 株式会社インフォーマット 社外取締役 山九株式会社 社外取締役	—
さ さ き と し お 佐 々 木 敏 夫 (1952年3月3日)	1974年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2004年4月 同行 常務執行役員就任 2005年3月 みずほキャピタル株式会社 専務取締役就任 2006年6月 中央不動産株式会社 代表取締役副社長就任 2007年7月 いすゞ自動車株式会社 上席執行役員就任 2010年6月 同社 取締役常務執行役員就任 2011年2月 同社 取締役専務執行役員就任 2014年4月 いすゞ自動車近畿株式会社 代表取締役会長就任 2016年4月 いすゞシステムサービス株式会社 代表取締役会長就 任 2017年4月 同社 相談役就任 2018年3月 当社 社外取締役就任 (現任) 2018年4月 中央不動産株式会社 顧問就任	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 近藤健太氏、赤松和人氏、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、社外取締役候補者であります。
 3. (1) 近藤健太氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、当社の発行済株式総数の24.54%を保有する株式会社日本政策投資銀行の投資部門に所属し、日本のみならず海外も含めた成長投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
 - (2) 赤松和人氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、当社の発行済株式総数の14.18%を保有する伊藤忠商事株式会社の建設・物流部門に所属し、日本のみならず海外も含めた不動産投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
 - (3) 岡橋輝和氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、三井物産株式会社で要職を歴任後、カナダ三井物産株式会社の社長の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。
 - (4) 佐々木敏夫氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、株式会社みずほ銀行で要職を歴任後、いすゞ自動車株式会社の取締役専務執行役員を含む数社の経営管理の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。
4. 岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ5年、3年となります。
 5. 当社は、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。近藤健太氏、赤松和人氏、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏が持株会社の取締役に就任した場合には、持株会社は各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が持株会社の取締役に就任した場合には、持株会社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 7. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2020年12月31日現在の状況を記載しており、また、割当てられる持株会社の株式数は、設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。なお、取締役候補者豊島俊弘氏の所有する当社株式は、同氏の資産管理会社である合同会社ユニオン・ベイが所有する株式数を含んでおります。

5. 持株会社の監査役となる者に関する事項

持株会社の監査役候補者は、以下のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当社株式数 (2)割り当てられる持 株会社の株式数
い し ど う ひ で や 石 堂 英 也 (1952年8月17日)	1976年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1996年4月 同行 金融法人部次長 2001年6月 同行 市場事務部長 2004年4月 同行 外為営業第一部長 2006年4月 共立株式会社 営業開発部長 2010年4月 協和株式会社 監査役就任 2010年6月 共立株式会社 監査役就任 2015年6月 共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社 監査役 就任 2015年10月 当社 常勤社外監査役就任（現任）	(1)10,000株 (2)10,000株

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	(1)所有する当社株式数 (2)割り当てられる持 株会社の株式数
ます だ け ん い ち 増 田 健 一 (1963年1月11日)	1988年4月 最高裁判所司法研修所修了・第二東京弁護士会登録 1988年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事 業）入所 1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現アンダーソ ン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）パート ナー就任（現任） 2006年11月 あすかコーポレイトアドバイザー株式会社 社外監 査役就任（現任） 2007年5月 ライフネット生命保険株式会社 社外監査役就任（現 任） 2011年3月 株式会社ブリヂストン 社外監査役就任 2016年3月 同社 社外取締役就任（現任） 2016年5月 当社 社外監査役就任（現任） 2020年3月 中外製薬株式会社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パート ナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役 ライフネット生命保険株式会社 社外監査役 中外製薬株式会社 社外監査役 あすかコーポレイトアドバイザー株式会社 社外監査役	—
ふ じ む ら け ん い ち 藤 村 健 一 (1967年7月31日)	1990年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会 社）入行 2011年6月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会 社 取締役 2013年4月 三井住友信託銀行株式会社 本店営業第八部次長 2015年4月 同行 松山支店長 2017年2月 同行 理事 名古屋営業第一部長 2018年7月 同行 福岡支店兼福岡天神支店 理事 支店長 2021年1月 同行 理事 情報開発部長（現任） （重要な兼職の状況） 三井住友信託銀行株式会社 理事 情報開発部長	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 石堂英也氏、増田健一氏及び藤村健一氏は、社外監査役候補者であります。
3. (1) 石堂英也氏を持株会社の社外監査役候補者とした理由は、株式会社みずほ銀行を歴任後、監査役として豊富な経験を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができるかと判断したためであります。
- (2) 増田健一氏を持株会社の社外監査役候補者とした理由は、法律事務所において弁護士としての豊富な経験を有していることに加え、法律事務所におけるパートナーとして経営管理の経験を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができるかと判断したためであります。
- (3) 藤村健一氏を持株会社の社外監査役候補者とした理由は、三井住友信託銀行株式会社に所属し、資産運用分野に深い知見を有していることから、経営を独立的な立場で監査することができるかと判断したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 石堂英也氏及び増田健一氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ5年6カ月、4年11カ月となります。
5. 当社は、石堂英也氏及び増田健一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。石堂英也氏、増田健一氏及び藤村健一氏が持株会社の監査役に就任した場合には、持株会社は各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、石堂英也氏及び増田健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。石堂英也氏、増田健一氏及び藤村健一氏が持株会社の監査役に就任した場合には、持株会社は各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 監査役候補者の所有する当社株式数は、2020年12月31日現在の状況を記載しており、また、割当てられる持株会社の株式数は、設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項
 持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

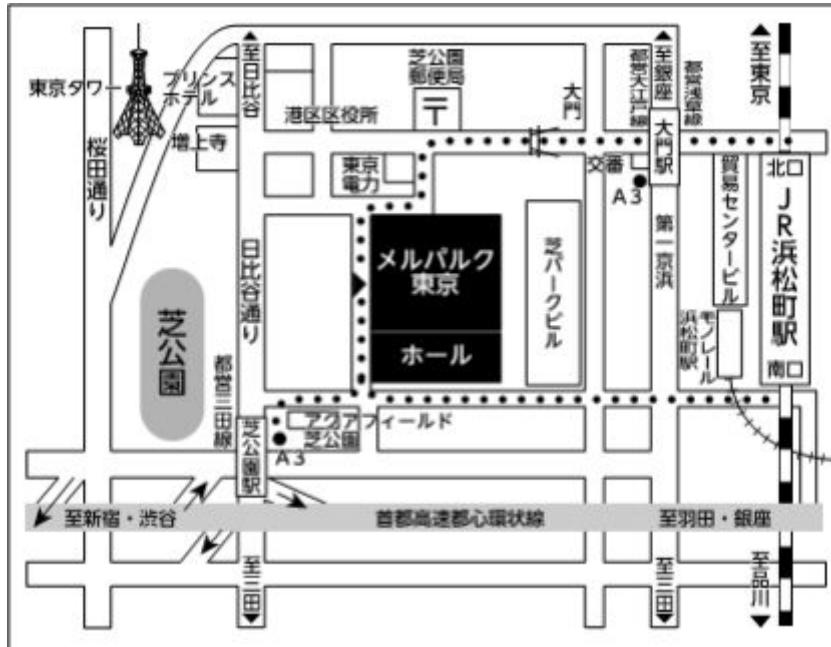
名称	有限責任 あずさ監査法人
事務所	主たる事務所 東京都新宿区津久戸町1番2号 従たる事務所 札幌事務所、仙台事務所、北陸事務所、北関東事務所、 横浜事務所、名古屋事務所、京都事務所、大阪事務所、 神戸事務所、広島事務所、福岡事務所
沿革	1969年7月 監査法人朝日会計社設立 1985年7月 監査法人朝日新和会計社設立 1993年10月 井上斎藤英和監査法人（1978年4月5日設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。 2004年1月 あずさ監査法人（2003年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。 2010年7月 有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。
概要 (2020年12月現在)	資本金 3,000百万円 構成人員 公認会計士 3,159名（代表社員28名、社員511名） 会計士試験合格者等 1,011名 監査補助職員 1,094名（特定社員34名、うち代表社員1名） その他職員 754名 合計 6,018名 クライアント数 監査証明業務 3,669社 その他の業務 1,353社

(注) 有限責任 あずさ監査法人を持株会社の会計監査人候補とした理由は、当社自身の監査に関する妥当性に加え、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルメルパーク東京 5階 「瑞雲」
東京都港区芝公園二丁目5番20号
電話 03-3433-7212



地下鉄：芝公園駅（都営三田線）A3出口 徒歩2分

大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）A3出口 徒歩4分

JR京浜東北線・山手線：浜松町駅北口又は南口 徒歩8分

モノレール：浜松町駅（北口） 徒歩8分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。